

幼児教育・保育の無償化が10月から始まります

10月1日から、3歳から5歳の子ども、0歳から2歳で住民税非課税世帯の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が次のとおり無償化されます。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

■ 3～5歳児

全ての子どもの利用料が無償化されます。

※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。幼稚園の教育部分については、満3歳から無償化になります。

※無償化に伴い、給食費が実費負担となりますが、城里町では利用者負担軽減のため、主食費1,500円、副食費4,500円を上限に補助します。

■ 0～2歳児

住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化されます。



幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する子ども

保育の必要性の認定を受けた3歳～5歳児の利用料が、月額11,300円まで無償化されます。

認可外保育施設等を利用する子ども

■ 3～5歳児

保育の必要性の認定を受けた子どもの利用料が、月額37,000円まで無償化されます。

■ 0～2歳児

住民税非課税世帯で、保育の必要性の認定を受けた子どもの利用料が、月額42,000円まで無償化されます。
※一時預かり事業や病時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等も対象になります。

障害児通園施設等を利用する子ども

3～5歳児の子どもの利用料が無償化されます。

※幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合は、いずれも対象となります。

幼児教育・保育の無償化の主な例

対象者		対象となる施設・サービス	利用料
 3～5歳 [保育の必要性の認定事由に該当する子ども] ・共働き家庭 ・ひとり親で働いている家庭 など	利用	幼稚園、保育所、認定こども園、障害児通園施設など	無償 (幼稚園は月額25,700円まで)
	利用	幼稚園・認定こども園の預かり保育	月額11,300円まで 無償
	利用(複数利用)	認可外保育施設、一時預かり事業など	月額37,000円まで 無償
	複数利用	幼稚園、保育所、認定こども園 + 障害児通園施設	ともに無償 (幼稚園は月額25,700円まで)
 3～5歳 [上記以外] ・専業主婦(夫)家庭 など	利用	幼稚園、認定こども園、障害児通園施設	無償 (幼稚園は月額25,700円まで)
	複数利用	幼稚園、認定こども園 + 障害児通園施設	ともに無償 (幼稚園は月額25,700円まで)

住民税非課税世帯については、0～2歳児についても無償化の対象となります。

※幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受けることが必要となります。

※認可外保育施設については、認可外保育施設の届け出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられます。

問合せ 福祉こども課 児童福祉グループ ☎029-353-7265(直通)